

陸上自衛隊達第21-9号

陸上自衛隊の予備自衛官の任免等細部取扱いに関する達（昭和37年陸上自衛隊達第21-9号）の全部を改正する。

昭和46年3月24日

陸上幕僚長 陸将 衣笠 駿雄

予備自衛官の任免等細部取扱いに関する達

改正	昭和49年3月16日達第21-9-1号	昭和49年9月3日達第21-9-2号
	昭和52年5月13日達第122-107号	昭和53年1月13日達第122-108号
	昭和53年1月13日達第122-109号	昭和55年12月18日達第21-9-3号
	昭和57年4月30日達第122-119号	昭和57年10月12日達第21-9-4号
	昭和61年12月19日達第21-9-5号	平成元年2月10日達第122-127号
	平成元年11月15日達第21-9-6号	平成7年3月23日達第21-9-7号
	平成10年3月25日達第122-144号	平成12年3月27日達第122-157号
	平成14年3月27日達第122-176号	平成15年3月25日達第122-181号
	平成16年3月29日達第122-191号	平成16年11月1日達第122-193号
	平成17年3月24日達第122-195号	平成17年12月16日達第21-9-8号
	平成18年7月28日達第122-212号	平成18年9月27日達第21-9-9号
	平成20年3月25日達第122-224号	平成21年2月3日達第122-230号
	平成21年3月30日達第122-232号	平成21年12月18日達第21-9-10号
	平成22年3月23日達第122-241号	平成23年3月31日達第122-248号
	平成24年11月1日達第21-9-11号	平成25年8月1日達第21-9-12号
	平成28年3月25日達第122-277号	平成29年3月24日達第122-282号
	平成29年5月26日達第122-287号	平成30年3月27日達第122-293号
	平成30年10月24日達第122-295号	平成31年4月19日達第122-302号
	令和元年6月27日達第122-303号	令和2年1月9日達第122-305号
	令和2年11月30日達第21-9-13号	

目次

第1章	総則（第1条・第2条）
第2章	予備自衛官の任免等の一般要領（第3条-第9条）
第3章	陸上自衛隊の予備自衛官の任免等の取扱い（第10条-第23条）
第4章	海上自衛隊の予備自衛官の任免等の取扱い（第24条-第28条）
第5章	航空自衛隊の予備自衛官の任免等の取扱い（第29条-第33条）
附則	
第1章	総則
	（目的）

第1条 この達は、陸上自衛隊の予備自衛官の任免等並びに陸上自衛隊（地方協力本部を含む。）において担任する海上自衛隊及び航空自衛隊の予備自衛官の任免等に関し、必要な細部事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「訓令」 予備自衛官の任免、服務、服装等に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第1号）をいう。
 - (2) 「担当地方総監」 海上自衛隊の予備自衛官の属する地方協力本部の所在地を警備区域内に含む海上自衛隊の地方総監をいう。
 - (3) 「担当方面隊司令官」 予備自衛官の招集手続に関する訓令（昭和45年防衛庁訓令第33号）別表に規定する区域を担当区域とする航空自衛隊の航空方面隊司令官をいう。
 - (4) 「地区予備自衛官担当部隊等」 別表に規定する区域を担当区域とする航空自衛隊の基地業務担当部隊等をいう。
 - (5) 「訓練実施部隊等の長」 訓練招集命令により出頭した予備自衛官の訓練を実施する部隊等の長をいう。
 - (6) 「中隊長等」とは、次に掲げる者とする。
 - ア 中隊長
 - イ 分（派）遣された部隊等の長
 - ウ 編制上隸下に単位部隊をもたない部隊の長
 - エ 臨時に編組された中隊に準ずる部隊の長
- 第2章 予備自衛官の任免等の一般要領
- (7) 「担当地方協力本部長」 訓令第3条第1項に規定する担当地方協力本部長をいう。

第3条 削除

（継続任用志願案内）

第4条 担当地方協力本部長は、継続任用を適当とする予備自衛官に対し、任用期間満了のおおむね3か月前に、訓令第4条第1項の継続任用志願票用紙を送付して志願案内を行うものとする。

（任用基準）

第5条 訓令第7条第4号に規定する自衛官であったときの人事評価又はその他の能力の実証に基づく勤務成績が不良であった者とは、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 勤務に著しく積極性を欠いた者及び規律違反の常習があった者
- (2) 能力が著しく劣等な者

（予備自衛官補から任官される予備自衛官の階級の指定）

第5条の2 訓令第7条の2に定める予備自衛官補（技能）から任官する予備自衛官の階級については、自衛官との均衡を考慮して当該予備自衛官補が保有する技能及び知識の種類及び程度に応じて、予備自衛官補からの任官階級表（別紙第1）により指定する。

（採用通知等）

第6条 予備自衛官の採用及び継続任用の通知、階級・職種（職域）・特技の指定通知並びに宣誓書用紙の交付は、担当地方協力本部長が行うものとする。なお、担当地方協力本部長は、当該採用通知等の交付を予備自衛官の居住地の最寄りの部隊等の長又は自衛官を退職する直前に勤務していた部隊等の長若しくは即応予備自衛官を退職する直前に指定されていた部隊の長と協議の上当該部隊等の長に依頼することができる。

（予備自衛官の住所変更に伴う処置等）

第7条 担当地方協力本部長は、予備自衛官志願票又は継続任用志願票を受理した後、当該志願者が居住地の変更を行ったときは、当該志願票に選考資料を添え、速やかに新たな担当地方協力本部長に送付するものとする。

2 予備自衛官の居住地の変更に伴う担当地方協力本部の担当変更の時期は毎月20日とし、当該変更に係る関係書類の移管は、毎月6日から20日までの間に行うものとする。

3 前項の規定により担当変更の処置を行った場合、新たな担当地方協力本部長は、速やかに当該予備自衛官に通知するとともに、従前の担当地方協力本部長に所要の通知を行うものとする。

（免職の基準）

第8条 訓令第12条第1号に規定する人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らして、勤務成績がよくないときとは、訓練招集時の勤務に著しく積極性を欠くとき又は規律違反の常習があるときとする。

2 訓令第12条第2号に規定する心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないときとは、予備自衛官の任免を行う者が、その指定する医師の診断に基づき、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないと認定したときとする。

3 訓令第12条第5号、第6号又は第8号に該当し予備自衛官を免職することができるときとは、次の各号の一に該当するときとする。

(1) 正当な理由がなく、かつ、無届けで引き続き2回以上訓練招集に応じなかったとき又は3か月以上所在不明であるとき。

(2) 重大な規律違反、悪質な刑事事犯及びその他自衛隊に対し著しい不利益を与える事犯に関与したとき。

(3) 訓練招集中において自衛隊法第61条第1項に規定する政治的行為を行った場合で、その行為が悪質であると認めるとき。

（退職時の処置）

第9条 退職（任期満了による退職を除く。）を希望する予備自衛官は、氏名、指定階級、生年月日、採用年月日、現住所及び退職理由を記載した書面に押印して担当地方協力本部長に申し出るものとする。

2 地方協力本部長は、幹部の退職希望者については、前項の書面を順序を経て陸上自衛隊の予備自衛官にあつては陸上幕僚長（人事教育部長気付）に、海上自衛隊の予備自衛官にあつては海上幕僚長（人事教育部長気付）に、航空自衛隊の予備自衛官にあつては航空幕僚長（人事教育部長気付）にそれぞれ提出又は送付するものとする。

3 予備自衛官に対する退職の通知は、担当地方協力本部長が行うものとする。

第3章 陸上自衛隊の予備自衛官の任免等の取扱い

(任用基準数)

第10条 予備自衛官任用基準数及び予備自衛官継続任用基準数は、毎年度当初又は必要に応じ、その都度示す。

(志願案内等)

第11条 予備自衛官志願案内書及び宣誓書用紙は、陸上幕僚監部で、予備自衛官志願票用紙は、方面総監部で作成し、地方協力本部に送付するものとし、継続任用志願票用紙は、地方協力本部で作成するものとする。

2 担当地方協力本部長は、担当区域内に所在する部隊等の長に対しては、自衛官退職時に予備自衛官を志願する者のために前項の志願案内書及び志願票用紙を、訓練実施部隊等の長に対しては、継続任用志願票用紙をあらかじめ送付しておくものとする。

(志願受付及び志願票の処理等)

第12条 自衛官退職時に予備自衛官を志願する者の志願手続は、該当者が離隊する前に完了させるものとする。

2 前項の場合において、志願者が任期満了退職者又は定年退職予定者であるときは、部隊等の長は、当該志願者の任用期間満了日又は定年退職日の努めて4か月前までに志願票を提出させるものとする。

3 訓令第3条第5項の規定により、部隊等の長又は指定部隊の長が、担当地方協力本部長に同条第1項の予備自衛官志願票及び自衛官離職者身上書又は同項の即応予備自衛官離職者身上書を送付する場合には、当該予備自衛官の写真2枚(自衛官身分証明書に使用する規格に同じ。)を添付してその都度速やかに送付するものとする。

4 訓令第4条第3項の規定により、訓練実施部隊等の長が継続任用志願票を受理した場合には、その都度、担当地方協力本部長に当該志願票を送付するものとする。

5 担当地方協力本部長は、幹部予備自衛官に係る予備自衛官志願票及び自衛官離職者身上書又は即応予備自衛官離職者身上書を受理したときはその都度、継続任用志願票を受理したときは、当該志願票及び予備自衛官継続任用志願者名簿(別紙第2)を、また任期満了退職の申出を受けたときは、任期満了退職者名簿(別紙第3)を任用期間満了の50日前までに、それぞれ順序を経て陸上幕僚長に提出するものとする。(人教定第3号)

(離職者身上書)

第13条 部隊等の長は、自衛官退職時に予備自衛官又は即応予備自衛官のいずれにも志願することなく退職する者については、退職後の連絡先申出書(別紙第4)の提出を求めるとともに、防衛省人事・給与情報システム(以下「人給システム」という。)上の自衛官離職者身上書を作成し、退職後1か月以内に退職後の居住先の属する市区町村の区域を担当区域とする担当地方協力本部長に送付するものとする。

2 担当地方協力本部長は、予備自衛官補から任用された予備自衛官が退職するとき及び予備自衛官が即応予備自衛官に志願することなく退職するとき、退職後の連絡先申出書の提出を求めるとともに、人給システム上の予備自衛官離職者身上書を作成し保管するものとする。

(健康診断及びその手続等)

第14条 部隊等の長は、予備自衛官志願者から健康診断について要請があった場合は、駐屯地業務隊長又は駐屯地業務を担当する部隊等の長にその実施を依頼するものとする。

2 前項の健康診断は、陸上自衛隊健康診断及び体力検査実施規則（陸上自衛隊達第36-6号（44.1.30））第5条の規定により行うものとする。ただし、3か月以内の時期に実施した健康診断の該当検診項目等については省略することができる。

3 陸上幕僚長又は担当地方協力本部長は、予備自衛官志願者が身体状況に関する医師の証明書を提出した場合において、当該証明が必要とする検査項目を含み、かつ、検査が3か月以内の時期に行われたものであると認めるときは、当該証明書をもって選考の資料とすることができる。

4 予備自衛官継続任用志願者に対する健康診断は特に必要と認める者についてのみ実施するものとし、その他の者については任用期間満了日の1年以内に実施した訓練招集時の健康診断をもって代えるものとする。

(選考資料)

第15条 訓令第6条に規定する、予備自衛官の採用のための選考において、予備自衛官志願票、自衛官離職者身上書、予備自衛官離職者身上書、即応予備自衛官離職者身上書その他の人事記録等から必要とする資料が取得できないときは、その者が自衛官を退職する直前に勤務していた部隊等の長、予備自衛官を退職する直前に管理を担当していた地方協力本部長又は即応予備自衛官を退職する直前に指定されていた部隊の長から必要とする事項についての証明を求め、選考のための資料とすることができる。

(採用の通知)

第16条 担当地方協力本部長は、予備自衛官を採用したときは「予備自衛官の採用について（通知）」（別紙第5）（以下「採用通知書」という。）を当該予備自衛官が自衛官を退職する直前に勤務していた部隊等の長又は即応予備自衛官を退職する直前に指定されていた部隊の長に2部送付するものとする。

2 前項の採用通知書を受けた部隊等の長は、当該通知書の備考欄に必要事項を記入の上速やかに中央業務支援隊長にその写し1部を送付するものとする。

(職種指定)

第17条 訓令第8条の規定による予備自衛官の職種の指定は、担当地方協力本部長が実施するものとし、当該予備自衛官について自衛官を退職するときに指定されていた職種を指定するものとする。ただし、退職する場合に職種を指定されていないときは、普通科を指定するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、当該予備自衛官が海上自衛隊又は航空自衛隊の自衛官であった場合には、相当の職種を指定することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、予備自衛官補から任用された予備自衛官の場合は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 予備自衛官補（一般）から任用された予備自衛官は、担当地方協力本部長が普通科を指定するものとする。

(2) 予備自衛官補（技能）から任用された予備自衛官は、次条第2項第2号の特技指定表（別紙第6）の指定職種の欄に規定する職種を指定するものとする。この場合において、幹部の階級を指定される予備自衛官にあつては陸上幕僚長が、准陸尉及び陸曹の階級を指定される予備自衛官にあつては担当地方協力本部長が、指定するものとする。また、技能及び知識の種類に応ずる職種を指定することができない場合は、普通科を指定する、又は共通とするものとする。

（特技の指定）

第18条 前条の規定は、訓令第8条の規定による予備自衛官の特技区分の指定に準用する。ただし、当該予備自衛官が海上自衛隊又は航空自衛隊の自衛官であった場合には、特技を指定しないことができる。

2 予備自衛官補から任用された予備自衛官の特技の指定については、次の各号のとおりとする。

(1) 予備自衛官補（一般） 特技は指定しない。

(2) 予備自衛官補（技能） 保有する技能並びに知識の種類及び程度に応じて、予備自衛官補からの特技指定表（別紙第6）により指定する。

(3) 前号において、幹部の階級を指定される予備自衛官にあつては陸上幕僚長が、准陸尉及び陸曹の階級を指定される予備自衛官にあつては担当地方協力本部長が指定するものとする。

3 予備自衛官採用後現に指定されている特技（第1項ただし書の規定により特技を指定されていない場合を含む。）以外の資格要件を保有するに至った場合には、准陸尉、陸曹及び陸士の予備自衛官にあつては担当地方協力本部長が、幹部の予備自衛官にあつては陸上幕僚長が、該当する特技を指定するものとする。

4 災害招集においては、予備自衛官が施設機械操作に係る国家資格を保有し、次の各号に該当する場合には、前3項によることなく、災害招集終了までの間、陸上自衛隊の施設機械を操作できるものとする。

(1) 施設機械操作に関連する業務に1年以上従事している場合

(2) 中隊長等が職務上必要であると認める場合

(3) 施設科部隊長（施設群長、施設大隊長、施設隊長、施設器材隊長、施設教導隊長又は教育支援施設隊長）が別に示すところにより、施設機械の操作技能を認める場合

（昇進及び幹部予備自衛官昇進資格者名簿の提出）

第18条の2 陸上幕僚長は、毎年1月末日までに翌年度における昇進に関し、訓令第10条第4項の規定により必要な事項を指示する。

- 2 幹部予備自衛官への昇進については、前項の指示に基づいて、方面総監は、幹部予備自衛官昇進資格者名簿（別紙第7）を昇進発令日の50日前までに陸上幕僚長に2部提出するものとする（人教定第6号）。

（外出）

第19条 訓練招集中の予備自衛官の外出は、陸曹及び陸士にあつては営舎内に居住する自衛官の例による。ただし、特別外出は訓練実施部隊等の長が真にやむを得ない事情があると認める場合のほかは許可しないものとする。

（訓練招集中の事故等）

第20条 訓練実施部隊等の長は、訓練招集中に負傷又は発病した予備自衛官を自衛隊の病院等又は部外の病院等に収容して診療を受けさせる場合には、当該予備自衛官の担当地方協力本部長に速やかにこの旨通報するものとし、入院した予備自衛官の身上に関しては、常に病院長（部外の病院等の長を含む。）及び当該予備自衛官の招集連絡人（自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第99条第2項の招集連絡人をいう。）と密接に連絡しなければならない。

- 2 訓練招集中の予備自衛官が危篤に陥り、又は死亡したときは、自衛官の例により処理するものとする。この場合において、訓練実施部隊等の長は、危篤の通報及び死亡報告書の提出並びに遺族等への通報を行うほか、当該予備自衛官の担当地方協力本部長と協議して予備自衛官の死亡に伴う措置を行うものとする。

（訓練招集中の人事評価等）

第21条 訓練招集中の人事評価は、訓令第9条の規定により行うものとし、人給システム上の人事評価記録書を使用するものとする。ただし、新規採用の予備自衛官に対する招集期間を1日間とする訓練招集の場合は、予備自衛官の招集手続に関する達（陸上自衛隊達第23-1号（46.3.24））第29条に規定する訓練招集者名簿の摘要欄に、必要な評定事項を入力することにより、これに代えることができる。

- 2 訓練実施部隊等の長は、前項の人事評価記録書を訓練招集終了後速やかに担当地方協力本部長に送付するものとする。
- 3 担当地方協力本部長は、予備自衛官が居住地の変更を行ったときは、人事評価記録通報書（別紙第8）を作成し、第7条第2項の書類とともに新たな担当地方協力本部長に送付するものとする。

第21条の2 担当地方協力本部長は、訓令第9条の4第1項の規定により、指導及び助言を行うものとする。

- 2 担当地方協力本部長は、前項の規定により予備自衛官に開示された全体評語に関する当該予備自衛官の苦情について、訓令第9条の4第2項から第7項までの規定により適切に対応するものとする。
- 3 訓令第9条の4第3項に定める苦情相談員の指定並びに苦情処理窓口及び審理機関の設置は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 苦情相談員

担当地方協力本部の援護課予備自衛官班又は予備自衛官課担当

(2) 苦情処理窓口

担当地方協力本部長が指名する者
(3) 審理機関（決裁権者）

担当地方協力本部長が指名する者
(訓練招集中の身上把握等)

第22条 訓練実施部隊等の長は、訓練招集中において予備自衛官の身上把握等を行う場合には、担当地方協力本部長と協議して実施するものとする。

第23条 削除

第4章 海上自衛隊の予備自衛官の任免等の取扱い
(予備自衛官志願票の処理等)

第24条 担当地方協力本部長は、志願者から直接志願票を受理した場合には、前月分を取りまとめ毎月10日までに、志願者が退職時に所属していた部隊等の所在地を警備区域内に含む地方総監に送付するものとする。

2 担当地方協力本部長は、担当地方総監から幹部予備自衛官に係る志願票、離職者身上書及び志願者連名簿を受理したときは方面総監を経てその都度海上幕僚長（人事教育部長気付）に送付するものとする。

(選考及び採用)

第25条 担当地方協力本部長は、准海尉、海曹及び海士の予備自衛官の選考及び採用を行うに当たっては、担当地方総監から送付された予備自衛官志願者連名簿に記載された採用順位に基づき、当該地方総監から通知された採用計画数の範囲内で実施するものとする。

2 担当地方協力本部長は、前項の予備自衛官を採用したときは、第16条第1項の規定を準用して「予備自衛官の採用について（通知）」（別紙第5）及び予備自衛官手帳貼付用の写真（3.5 cm×2.5 cm）1枚を担当地方総監に送付するものとする。

(継続任用時の処置等)

第26条 継続任用志願票用紙は、地方協力本部において作成し、訓練招集部隊等の長にあらかじめ送付しておくものとする。

2 担当地方協力本部長は、継続任用志願者から継続任用志願票を直接受理した場合には、前月分を取りまとめ毎月10日までに当該志願者の担当地方総監に送付するものとする。

3 担当地方協力本部長は、担当地方総監から幹部予備自衛官に係る継続任用志願票及び継続任用志願者名簿を受理した場合には、方面総監を経てその都度海上幕僚長（人事教育部長気付）に送付するものとする。

4 担当地方協力本部長は、准海尉、海曹及び海士の予備自衛官の継続任用を行うに当たっては、担当地方総監から送付された継続任用志願票及び予備自衛官継続任用志願者連名簿に記載された任用順位に基づき、当該地方総監から通知された任用計画数の範囲内において実施するものとする。

(職域及び特技の指定)

第27条 訓令第8条の規定による予備自衛官の職域及び特技の指定は、担当地方協力本部長が担当地方総監から送付された予備自衛官志願者連名簿に基づき実施するものとする。

(居住地変更時の通報)

第28条 担当地方協力本部長は、予備自衛官が居住地の変更を行ったときは、第21条第3項の規定を準用して人事評価記録通報書（別紙第8）を作成し、第7条第1項に規定する書類とともに新新たな担当地方協力本部長に送付するものとする。

第5章 航空自衛隊の予備自衛官の任免等の取扱い
（予備自衛官志願票の処理等）

第29条 担当地方協力本部長は、志願者から直接志願票を受理した場合には、前月分を取りまとめ毎月10日までに、地区予備自衛官担当部隊等の長にその写しを送付するものとする。

2 担当地方協力本部長は、地区予備自衛官担当部隊等の長から幹部予備自衛官に係る志願票及び離職者身上書を受理したときは、方面総監を経てその都度航空幕僚長（人事教育部長気付）に送付するものとする。
（選考及び採用）

第30条 担当地方協力本部長は、准空尉、空曹及び空士の予備自衛官の選考及び採用を行うに当たっては、担当方面隊司令官等から送付された予備自衛官志願者連名簿に記載された採用希望順位に基づき、当該方面隊司令官等から通知された採用計画数の範囲内で実施するものとする。

2 担当地方協力本部長は、前項の予備自衛官を採用したときは、第16条第1項の規定を準用して「予備自衛官の採用について（通知）」（別紙第5）及び予備自衛官手帳貼付用の写真（3.5 cm×2.5 cm）1枚を地区予備自衛官担当部隊等の長に送付するものとする。
（継続任用時の処置等）

第31条 継続任用志願票用紙は、地方協力本部において作成し、訓練招集部隊等の長にあらかじめ送付しておくものとする。

2 担当地方協力本部長は、継続任用志願者から継続任用志願票を直接受理した場合には、前月分を取りまとめ、毎月10日までに当該志願者の地区予備自衛官担当部隊等の長にその写しを送付するものとする。

3 担当地方協力本部長は、地区予備自衛官担当部隊等の長から幹部予備自衛官に係る継続任用志願票を受理した場合には、方面総監を経てその都度航空幕僚長（人事教育部長気付）に送付するものとする。

4 担当地方協力本部長は、准空尉、空曹及び空士の予備自衛官の継続任用を行うに当たっては、担当方面隊司令官等から送付された予備自衛官継続任用志願者連名簿に記載された任用希望順位に基づき、当該方面隊司令官等から通知された任用計画数の範囲内において実施するものとする。
（職域及び特技の指定）

第32条 訓令第8条の規定による予備自衛官の職域及び特技の指定は、担当地方協力本部長が担当方面隊司令官等から送付された予備自衛官志願者連名簿に基づき実施するものとする。
（居住地変更時の通報）

第33条 担当地方協力本部長は、予備自衛官が居住地の変更を行ったときは、第21条第3項の規定を準用して人事評価記録通報書（別紙第8）を作

成し、第7条第1項に規定する書類とともに新たな担当地方協力本部長に送付するものとする。

附 則

この達は、昭和46年5月1日から施行する。

附 則（昭和49年3月16日陸上自衛隊達第21-9-1号）

この達は、昭和49年4月15日から施行する。

附 則（昭和49年9月3日陸上自衛隊達第21-9-2号）

この達は、昭和49年10月1日から施行する。

附 則（昭和52年5月13日陸上自衛隊達第122-107号）

この達は、昭和52年5月13日から施行する。

附 則（昭和53年1月13日陸上自衛隊達第122-108号）

この達は、昭和53年1月30日から施行する。

附 則（昭和53年1月13日陸上自衛隊達第122-109号）

この達は、昭和53年1月30日から施行する。

附 則（昭和55年12月18日陸上自衛隊達第21-9-3号）

この達は、昭和56年2月1日から施行する。

附 則（昭和57年4月30日陸上自衛隊達第122-119号）

- 1 この達は、昭和57年4月30日から施行する。
- 2 この達施行の際現に保有する公印は、新たに作成するまでそのまま使用することができる。
- 3 この達施行の際現に保有する旧様式の内紙類は、当分の間内容を修正して使用することができる。

附 則（昭和57年10月12日陸上自衛隊達第21-9-4号）

この達は、昭和57年12月1日から施行する。

附 則（昭和61年12月19日陸上自衛隊達第21-9-5号）

この達は、昭和61年12月19日から施行する。

附 則（平成元年2月10日陸上自衛隊達第122-127号）

- 1 この達は、平成元年2月10日から施行し、同年1月8日から適用する。
- 2 この達施行の際、現に保有する旧様式の内紙類は所要の修正を行い使用することができる。

附 則（平成元年11月15日陸上自衛隊達第21-9-6号）

この達は、平成2年2月1日から施行する。

附 則（平成7年3月23日陸上自衛隊達第21-9-7号）

この達は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成10年3月25日陸上自衛隊達第122-144号）

この達は、平成10年3月26日から施行する。

附 則（平成12年3月27日陸上自衛隊達第122-157号抄）

- 1 この達は、平成12年3月28日から施行する。
- 附 則（平成14年3月27日陸上自衛隊達第122-176号）
 - 1 この達は、平成14年3月27日から施行する。（ただし書略）
 - 2 この達施行の際、現に保有する旧様式の内紙類は、当分の間、内容を修正して使用することができる。

附 則（平成 15 年 3 月 25 日陸上自衛隊達第 122-181 号）
この達は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。（ただし書略）

附 則（平成 16 年 3 月 29 日陸上自衛隊達第 122-191 号）
この達は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 11 月 1 日陸上自衛隊達第 122-193 号）
この達は、平成 16 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 3 月 24 日陸上自衛隊達第 122-195 号）
この達は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 12 月 16 日陸上自衛隊達第 21-9-8 号）
この達は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 7 月 28 日陸上自衛隊達第 122-212 号）
1 この達は、平成 18 年 7 月 31 日から施行する。

2 この達の施行に際し、現に保有している旧様式の内用紙類は、当分の間、内容を修正して使用することができる。

附 則（平成 18 年 9 月 27 日陸上自衛隊達第 21-9-9 号）
この達は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 25 日陸上自衛隊達第 122-224 号）
この達は、平成 20 年 3 月 26 日から施行する。

附 則（平成 21 年 2 月 3 日陸上自衛隊達第 122-230 号）
この達は、平成 21 年 2 月 3 日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 30 日陸上自衛隊達第 122-232 号）
この達は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 12 月 18 日陸上自衛隊達第 21-9-10 号）
この達は、平成 22 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 23 日陸上自衛隊達第 122-241 号）
この達は、平成 22 年 3 月 26 日から施行する。

附 則（平成 23 年 3 月 31 日陸上自衛隊達第 122-248 号）
この達は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 11 月 1 日陸上自衛隊達第 21-9-11 号）
この達は、平成 24 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 8 月 1 日陸上自衛隊達第 21-9-12 号）
この達は、平成 25 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 25 日陸上自衛隊達第 122-277 号）
この達は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 24 日陸上自衛隊達第 122-282 号）
この達は、平成 29 年 3 月 27 日から施行する。

附 則（平成 29 年 5 月 26 日陸上自衛隊達第 122-287 号）
1 この達は、平成 29 年 5 月 30 日から施行する。

2 この達の施行に際し、当分の間、訓令による改正後の予備自衛官の任免、服務、服装等に関する訓令第 10 条第 1 項第 1 号アに規定する直近の連続した 2 回の人事評価の全体評語、同項第 2 号アに規定する直近の人事評価の全体評語又は同条第 3 項に規定する直近の人事評価の全体評語がない予備自衛

官の昇進については、なお従前の例によるものとする。

附 則（平成 30 年 3 月 27 日陸上自衛隊達第 122-293 号）

この達は、平成 30 年 3 月 27 日から施行する。

附 則（平成 30 年 10 月 24 日陸上自衛隊達第 122-295 号）

この達は、平成 30 年 10 月 24 日から施行する。

附 則（平成 31 年 4 月 19 日達第 122-302 号）

- 1 この達は、平成 31 年 5 月 1 日から施行する。
- 2 この達施行の際、現に保有する旧様式の内紙類は所要の修正を行い使用することができる。

附 則（令和元年 6 月 27 日達第 122-303 号）

- 1 この達は、令和元年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この達の施行の際、現に存する本改正前の様式による内紙は、当分の間、これを修正した上使用することができる。

附 則（令和 2 年 1 月 9 日達第 122-305 号）

- 1 この達は、令和 2 年 1 月 9 日から施行し、この達による改正後の人給システムに係る規定は、同年 1 月 1 日から適用する。
- 2 この達の施行の際、現に存する本改正前の様式による内紙は、当分の間、使用することができる。

附 則（令和 2 年 1 1 月 3 0 日達第 21-9-13 号）

- 1 この達は、令和 2 年 1 1 月 3 0 日から施行する。
- 2 この達の施行の際、現に存する本改正前の様式による内紙は、当分の間、これを修正した上使用することができる。

別表（第2条関係）

地区予備自衛官担当部隊等		担当区域
名称	担当部隊等	
千歳地区予備自衛官担当部隊	第2航空団	北海道
三沢地区予備自衛官担当部隊	第3航空団	青森県 岩手県 秋田県
松島地区予備自衛官担当部隊	第4航空団	宮城県 山形県 福島県
百里地区予備自衛官担当部隊	第7航空団	茨城県 栃木県
入間地区予備自衛官担当部隊	中部航空警戒管制団	群馬県 埼玉県
府中地区予備自衛官担当部隊	航空気象群	東京都 神奈川県
木更津地区予備自衛官担当部隊	第4補給処	千葉県
	木更津支処	
浜松地区予備自衛官担当部隊	第1航空団	山梨県 長野県 静岡県
小松地区予備自衛官担当部隊	第6航空団	新潟県 富山県 石川県 福井県
岐阜地区予備自衛官担当部隊	第2補給処	岐阜県
小牧地区予備自衛官担当部隊	第1輸送航空隊	愛知県 三重県 滋賀県
奈良地区予備自衛官担当部隊	幹部候補生学校	京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県
美保地区予備自衛官担当部隊	第3輸送航空隊	鳥取県 島根県 岡山県 広島県
防府地区予備自衛官担当部隊	第12飛行教育団	山口県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県
春日地区予備自衛官担当部隊	西部航空警戒管制団	福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県
築城地区予備自衛官担当部隊	第8航空団	大分県
新田原地区予備自衛官担当部隊	第5航空団	宮崎県 鹿児島県
那覇地区予備自衛官担当部隊	第9航空団	沖縄県

予備自衛官補からの任官階級表

1 予備自衛官補（技能・甲）からの任官者

技能 区分	任官階級 種類	2等陸佐	3等陸佐	1等陸尉	2等陸尉	3等陸尉	陸曹長
	衛生	医師	実務経験19年以上	実務経験12年以上	実務経験5年以上	実務経験1年以上	実務経験1年未満
歯科医師		実務経験19年以上	実務経験12年以上	実務経験5年以上	実務経験1年以上	実務経験1年未満	
薬剤師		実務経験35年以上	実務経験16年以上	実務経験9年以上	実務経験5年以上	実務経験1年以上	実務経験1年未満
臨床心理士 公認心理師		実務経験35年以上	実務経験16年以上	実務経験9年以上	実務経験5年以上	実務経験1年以上	実務経験1年未満
法務	弁護士	実務経験19年以上	実務経験12年以上	実務経験5年以上	実務経験1年以上	実務経験1年未満	
	司法書士	実務経験35年以上	実務経験16年以上	実務経験9年以上	実務経験5年以上	実務経験1年以上	実務経験1年未満

2 予備自衛官補（技能・乙）の任官者

技能 区分	任官階級		陸曹長	1 等陸曹	2 等陸曹	3 等陸曹
	種類					
衛生	理学療法士 作業療法士 診療放射線技師 臨床検査技師 看護師 救急救命士（准看護師） 栄養士			右記の資格を有する者で49歳以上 かつ実務経験おおむね18年以上の者	理学療法士 作業療法士 診療放射線技師 臨床検査技師 看護師 救急救命士（准看護師） 栄養士	
	准看護師			右記の資格を有する者で49歳以上 かつ実務経験おおむね18年以上の者	右記の資格を有する者で44歳以上 かつ実務経験おおむね13年以上の者	准看護師
	歯科技工士			右記の資格を有する者で49歳以上 かつ実務経験おおむね18年以上の者	右記の資格を有する者で44歳以上 かつ実務経験おおむね13年以上の者	歯科技工士
	歯科衛生士			右記の資格を有する者で49歳以上 かつ実務経験おおむね18年以上の者	右記の資格を有する者で44歳以上 かつ実務経験おおむね13年以上の者	歯科衛生士
	臨床工学技士			右記の資格を有する者で49歳以上 かつ実務経験おおむね18年以上の者	臨床工学技士	
語学	英語検定1級程度			右記の資格を有する者で49歳以上 かつ実務経験おおむね18年以上の者	外国語大学等卒業者又は実用英語技能検定 1級若しくはこれと同等の能力を有する者	
	英語検定準1級程度					外国語短期大学等卒業者又は実用英語 技能検定準1級若しくはこれと同等の 能力を有する者
	ロシア語 中国語 韓国語 アラビア語 フランス語 ポルトガル語 スペイン語	大学卒業程度		右記の資格を有する者で49歳以上 かつ実務経験おおむね18年以上の者	外国語大学等卒業者又はこれと同等の 能力を有する者	

	ロシア語 中国語 韓国語 アラビア語 フランス語 ポルトガル語 スペイン語	短大卒業程度				外国語短期大学等卒業者又はこれと同等の能力を有する者
整備	1級大型自動車整備士 1級小型自動車整備士 1級二輪自動車整備士			1級大型自動車整備士 1級小型自動車整備士 1級二輪自動車整備士		
	2級ガソリン自動車整備士 2級ジーゼル自動車整備士 2級二輪自動車整備士				2級ガソリン自動車整備士 2級ジーゼル自動車整備士 2級二輪自動車整備士	
情報処理	システムアナリスト プロジェクトマネージャ アプリケーションエンジニア システム運用管理エンジニア テクニカルエンジニア (システム管理) システム監査技術者 ITストラテジスト システムアーキテクト ITサービスマネージャ	システムアナリスト プロジェクトマネージャ アプリケーションエンジニア システム運用管理エンジニア テクニカルエンジニア (システム管理) システム監査技術者 ITストラテジスト システムアーキテクト ITサービスマネージャ				
	プロダクションエンジニア ネットワークスペシャリスト テクニカルエンジニア (ネットワーク) データベーススペシャリスト テクニカルエンジニア (データベース) 第1種情報処理技術者 ソフトウェア開発技術者 テクニカルエンジニア (エンベデッドシステム) 情報セキュリティアドミニストレータ テクニカルエンジニア (情報セキュリティ) 上級システムアドミニストレータ 応用情報技術者 エンベデッドシステムスペシャリスト 情報処理安全確保支援士			プロダクションエンジニア ネットワークスペシャリスト テクニカルエンジニア (ネットワーク) データベーススペシャリスト テクニカルエンジニア (データベース) 第1種情報処理技術者 ソフトウェア開発技術者 テクニカルエンジニア (エンベデッドシステム) 情報セキュリティアドミニストレータ テクニカルエンジニア (情報セキュリティ) 上級システムアドミニストレータ 応用情報技術者 エンベデッドシステムスペシャリスト 情報処理安全確保支援士		

	第2種情報処理技術者 基本情報技術者			右記の資格を有する者で44歳以上 かつ実務経験おおむね13年以上の者	第2種情報処理技術者 基本情報技術者
通信	第1級陸上無線技術士 第1級総合無線通信士		第1級陸上無線技術士 第1級総合無線通信士		
	第2級陸上無線技術士 第2級総合無線通信士			第2級陸上無線技術士 第2級総合無線通信士	
	第3級総合無線通信士				第3級総合無線通信士
	アナログ第1種工事担任者 デジタル第1種工事担任者 アナログ・デジタル総合種工事担任者 A I第1種工事担当者 D D第1種工事担当者 A I・D D総合種工事担当者		右記の資格を有する者で49歳以上 かつ実務経験おおむね18年以上の者	アナログ第1種工事担任者 デジタル第1種工事担任者 アナログ・デジタル総合種工事担任者 A I第1種工事担当者 D D第1種工事担当者 A I・D D総合種工事担当者	
電気	第1種電気主任技術者		第1種電気主任技術者		
	第2種電気主任技術者			第2種電気主任技術者	
	第3種電気主任技術者				第3種電気主任技術者
建設	1級建築士	1級建築士			
	2級建築士		右記の資格を有する者で49歳以上 かつ実務経験おおむね18年以上の者	2級建築士	
	1級建築施工管理技士		1級建築施工管理技士		
	2級建築施工管理技士			右記の資格を有する者で44歳以上 かつ実務経験おおむね13年以上の者	2級建築施工管理技士
	1級土木施工管理技士		1級土木施工管理技士		
	2級土木施工管理技士			右記の資格を有する者で44歳以上 かつ実務経験おおむね13年以上の者	2級土木施工管理技士
	1級管工事施工管理技士		1級管工事施工管理技士		
	2級管工事施工管理技士			右記の資格を有する者で44歳以上 かつ実務経験おおむね13年以上の者	2級管工事施工管理技士

	1級建設機械施工技士		1級建設機械施工技士		
	2級建設機械施工技士			右記の資格を有する者で44歳以上かつ実務経験おおむね13年以上の者	2級建設機械施工技士
	測量士		右記の資格を有する者で49歳以上かつ実務経験おおむね18年以上の者	測量士	
	測量士補				測量士補
	木造建築士			右記の資格を有する者で44歳以上かつ実務経験おおむね13年以上の者	木造建築士
放射線管理	第1種放射線取扱主任者		第1種放射線取扱主任者		
	第2種放射線取扱主任者			右記の資格を有する者で44歳以上かつ実務経験おおむね13年以上の者	第2種放射線取扱主任者
人事	遺体衛生保全士（エンバーマー）		右記の資格を有する者で49歳以上かつ実務経験おおむね18年以上の者	一般社団法人日本遺体安全保全協会からの認定を受けた者	
	納棺士		右記の資格を有する者で49歳以上かつ実務経験おおむね18年以上の者	右記の資格を有する者で44歳以上かつ実務経験おおむね13年以上の者	一般社団法人日本納棺士技能協会等から認定を受けた者

- 注1 予備自衛官補（技能・甲）及び予備自衛官補（技能・乙）とは、予備自衛官補の募集及び採用業務実施に関する達（陸上自衛隊達第23-7号（28.5.18））第2条第2号及び第3号に規定する者をいう。
- 2 本表に記載された資格と同等の資格を有する者の任用については、別に示す。
- 3 年齢の基準日は、予備自衛官任用日とする。

殿

予備自衛官継続任用志願者名簿
 (人教定第3号)

担当地方協力本部長
 (年 月 任期満了の 印 分)

番号	階級	氏名	性別	年齢	職種	特技職 名称	前回 採用 年月日	継続 任用 回数	訓練招集 (直近1任期)			防衛招集等 年月日	訓練 成績	体力 検定	健康 状態	地方協力本部長の 意見	
									D-2年度	D-1年度	D年度						
1									/	/	/	.	.				
2									/	/	/	.	.				
3									/	/	/	.	.				
4									/	/	/	.	.				
5									/	/	/	.	.				
計 名																	

寸法：日本産業規格A4

- 備考：1 この名簿は、予備自衛官に採用した1か月ごとに作成し、現指定階級の順に記入する。
 2 年齢欄は、任期期間の満了する日の翌日の年齢を記入する。
 3 訓練招集欄は、直近の1任期を算定し、分母には命令した回数を、分子には出頭した合計日数を記入する。この場合、分割出頭の際も、それぞれを1回と算定し、日数は総計とする。出頭日数が「0」の場合は不出頭の状況として次の基準で記入する。(名簿提出年度を「D」とする。)
 (1) 「届け出なし。正当な理由なし。」の場合：A
 (2) 「届け出あり。正当な理由なし。」の場合：B
 (3) 記入の一例
 ア 5/2：当該年度に命令を2回発令、5日間出頭
 イ 3/2：当該年度に命令を2回発令、3日間出頭
 ウ A/1：当該年度に命令を1回発令、出頭なし。不出頭の状況は「届け出なし。正当な理由なし。」
 エ BA/2：当該年度に命令を2回発令、出頭なし。不出頭の状況は「1回目；届け出あり。正当な理由なし。2回目；届け出なし。正当な理由なし。」
 4 防衛招集等年月日欄は、防衛招集は「防」、国民保護等招集は「国」、災害招集は「災」を付記し、年月日を記入する(例：防17.4.1)。
 5 訓練成績欄は、最も近い時期に実施した招集訓練の成績を訓令第9条第3項の規定により記入する。
 6 体力検定欄は、最も近い時期に実施した訓練招集時の体力検定の等級を記入する。
 7 健康状態欄は、陸上自衛隊健康診断及び体力検定実施規則(陸上自衛隊達第36-6号(44.1.30))別表第5の判定をA、B、C又はDの区分により記入する。
 8 本名簿の原議書、宛先の保存期間を「3年」とする。

殿

任 期 満 了 退 職 者 名 簿
(人教定第3号)

担当地方協力本部長

(年 月任期满了分)

番号	階級	氏名	生年月日	年齢	性別	職種	特技職		自衛官退職 年 月 日	予備自衛官 採用年月日	継続任用 回 数	訓練招集 日 数	勤 務 先	退職理由	備 考
							名称	番号							
												/			
												/			
////////	////////	////////	////////	////////	////////	////////	////////	////////	////////	////////	////////	////////	////////	////////	////////
												/			

寸法：日本産業規格A4

- 備考：1 この名簿は、任期满了退職する予備自衛官を1か月ごとに作成し、現指定階級の順に記入する。
 2 年齢欄は、任期满了日現在の年齢を記入する。
 3 訓練招集日数欄は、分母には訓練招集命令日数を、分子には出頭日数を予備自衛官採用時から起算し、記入する。
 4 勤務先欄は、勤務先の住所（町村名まで）及び名称を記入する。
 5 退職理由欄は、具体的な理由を記入する。

退職後の連絡先申出書

年 月 日

所 属 (又は地本)	階 級	氏 名
退職後の住所	〒 住所 電話番号 携	
就職先の住所	就職先名 〒 住所 電話番号	

寸法：日本産業規格A4

- 注： 1 本用紙は、退職後の住所の属する都道府県の区域を担当区域とする地方協力本部長に送付する。
 2 本情報は、個人情報（注意）として管理し、退職後の連絡及び募集業務以外には使用しない。
 3 前項の使用目的に同意した上で、本人が直接記入するものとする。

発簡番号

年 月 日

（自衛官を退職する直前に）
（勤務していた部隊等の長） 殿

担当地方協力本部長 印

予備自衛官の採用について（通知）

標記について、下記の者を予備自衛官として採用したので通知する。

記

階級	ふりがな 氏 名 (改姓のときは) (旧姓も併記)	男女	認識番号	採用年月日	発令番号	自衛官離職 年 月 日	摘 要
		男女					(記載例)
		男女					他4.11.1
		男女					幕4.10.1
		男女					
		男女					
		男女					
		男女					
		男女					
		男女					

寸法：日本産業規格 A 4

備考：摘要欄は、採用通知書の送付を受けた部隊等の長が、人事記録を陸上幕僚長に送付した場合には「幕送付年月日」と、勤務記録表抄本又は抜粋表を地方協力本部長に送付した場合には「他送付年月日」と記入する。

別紙第6（第17条、第18条関係）
予備自衛官補からの特技指定表

免許資格等区分		指定特技職及び番号	指定職種	備考
衛生甲	医師	医官 (24040R)	衛生科	
	歯科医師	歯科医官 (24050R)		
	薬剤師	薬剤官 (24060R)		
	臨床心理士 公認心理師	衛生官 (24011R)		
法務	弁護士	法務 (55013R)	普通科	
	司法書士			
衛生乙	看護師	上級看護 (24517R)	衛生科	
	救急救命士（準看護師を保有）	上級救急救命 (24137R)		
	理学療法士	上級衛生 (24107R)		
	作業療法士	上級衛生 (24107R)		
	診療放射線技師	上級診療放射線 (24317R)		
	臨床検査技師	上級臨床検査 (24217R)		
	臨床工学技士	上級衛生 (24107R)		
	准看護師	中級衛生 (24105R)		
	歯科技工士	上級歯科技工 (24417R)		
	歯科衛生士	中級衛生 (24105R)		
栄養士	上級給養 (55487R)			
語学	英語	英語検定準1級程度以上	上級語学 (26517R)	情報科 又は 普通科
	ロシア語 中国語 韓国語 アラビア語 フランス語 ポルトガル語 スペイン語	短大卒以上		
整備	1級大型自動車整備士 1級小型自動車整備士 1級二輪自動車整備士 2級ガソリン自動車整備士 2級ジーゼル自動車整備 2級二輪自動車整備士	上級装輪車整備 (18107R) 又は 上級施設機械整備 (16417R)	武器科 又は 施設科	現に従事している職を考慮

情報処理 通信 電気 建設	システムアナリスト プロジェクトマネージャ アプリケーションエンジニア システム運用管理エンジニア プロダクションエンジニア ネットワークスペシャリスト データベーススペシャリスト テクニカルエンジニア 第1種情報処理技術者 ソフトウェア開発技術者 システム監査技術者 情報セキュリティアドミニストレータ 上級システムアドミニストレータ 応用情報技術者 ITストラテジスト システムアーキテクト エンベデッドシステムスペシャリスト 情報処理安全確保支援士 ITサービスマネージャ	上級電計処理 (55517R)	通信科	
	第2種情報処理技術者 基本情報技術者	中級電計処理 (55515R)		
	第1級総合無線通信士 第2級総合無線通信士	上級無線電信 (17107R)		
	第3級総合無線通信士	中級無線電信 (17105R)		
	第1級陸上無線技術士 第2級陸上無線技術士	上級レーダー整備 (17517R)		
	アナログ第1種工事担任者 デジタル第1種工事担任者 アナログ・デジタル総合種工事担任者 AI第1種工事担当者 DD第1種工事担当者 AI・DD総合種工事担当者	上級有線整備 (17217R)		
	第1種電気主任技術者 第2種電気主任技術者 第3種電気主任技術者	中級電気 (16245R)	施設科	
	1級建築士 2級建築士 1級建築施工管理技士 2級建築施工管理技士 1級土木施工管理技士 2級土木施工管理技士 1級管工事施工管理技士 2級管工事施工管理技士	上級建設 (16257R)		
	1級建設機械施工技士 2級建設機械施工技士	上級施設機械施工 (16357R)		
	測量士	上級測量 (16517R)		
	測量士補	中級測量 (16515R)		
	木造建築士	中級木工 (16215R)		

放射線 管理	第1種放射線取扱主任者 第2種放射線取扱主任者	上級化学 (21107 x R)	化学科	
人 事	遺体衛生保全士 (エンバーマー) 納棺士	—	普通科 又は 共 通	

注：本表に記載された資格と同等の資格を有する者の特技については、別に示す。

陸上幕僚長 殿

令和 年度 幹部予備自衛官昇進資格者名簿
(人教定第6号)

方 面 総 監

印

(等陸尉への分)

順位	担当地本	ふりがな 氏 名 (生年月日・年齢)	在階級年月数			訓練招集参加回数 訓練招集回数	訓練成績			服務態度			全体標語			健康状態			担当地本 部長所見	方面総監 所 見	幹候出 身区分	摘要	
			自 衛 官	予 備 自 衛 官	計		年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度						

						(_____)																	

						(_____)																	
添付書類		なし・別紙																					

1 記載要領

- (1) 氏名欄の年齢は、昇進日現在の年齢を記入する。
 - (2) 在階級年月数欄は、昇進予定前の階級期間について自衛官・予備自衛官ごとに通算したものを記入する。この際、15日以上の端数は、1月に切り上げる。
 - (3) 訓練招集参加日数及び回数は現指定階級において、分母に命令した日(回数)を分子に出頭した日(回数)を記入する。
 - (4) 訓練成績、服務態度、全体評語及び健康状態欄は、過去3年間の勤務成績評定書又は人事評価記録書に基づき各評価を記入し、分割出頭により同一年度内に異なった評価がある場合は、下位の評価を記入する。
 - (5) 担当地本部長の所見欄は、訓練実施部隊等の長の所見を参考に、能力及び人物について具体的に記入する。なお、欄内に記入できない場合は、別紙を添付する。
 - (6) 方面総監の所見欄は、昇進を適当と認める理由を記入する。
 - (7) 幹部出身区分欄は、U、B、I、S等の略号を記入する。
 - (8) 摘要欄は、訓練招集時の受賞、自衛隊に対する貢献度及びその他特異事項を記入する。なお、欄内に記入できない場合は、別紙を添付する。
- 2 この名簿は、記載後「個人情報(注意)」とする。
 - 3 訓練実施部隊等の長の所見表を添付する(付紙)。

訓練実施部隊の等の長の所見表

番号	氏名	男女	年度	招集期間	所見
		男女			
		男女			
		男女			
		男女			
		男女			
		男女			
		男女			

枚中 枚目

寸法：日本産業規格A4

- 備考：1 この表は、人事評価記録書から転記する。
 2 分割出頭の場合は、招集期間ごとに転記する。

